

施設名	発生日	事故・不祥事等の状況
		①発生時の詳細な状況 ②所管課における現場確認の状況 ③その後の経過 ④施設に対する問題点の指摘やクレームの有無 ⑤原因及び費用負担の有無 ⑥記者発表の有無
保土ヶ谷公園	R1. 6. 2	①軟式野球場のファウルボールが民家の屋根にあたった。 ②指定管理者からの事故報告により、発生場所を確認。 ③飛球の抑制方法を検討の上、利用団体と木製バット限定使用を調整中。 ④フェンスの高さ不足。 ⑤ボールの規格変更により、従来よりも飛距離が伸びたため。 ⑥なし。
三ツ池公園	H31. 4. 9	①走行中の自転車が、飛び出した犬を避けようとして転倒し、擦過傷を負った。 ②発生日に指定管理者から送付された発生場所の写真を確認。 ③擦過傷のみで通院なし。 ④無し。 ⑤園路上での相当程度の速度による自転車走行のため。 ⑥なし。
	R1. 5. 21	①乗用車を駐車した利用者から大型料金の請求について、管理会社に連絡。 ②発生日の夕方、誤徴収が頻発している旨の電話連絡を指定管理者から受ける。 ③定期点検時に検知センサーを測定器により点検。 ④無し。 ⑤検知センサーのズレにより、車両サイズを誤検知したため。センサーの補修を指定管理者の負担で実施。 ⑥なし。
湘南海岸公園	H31. 2. 6	①夜間に公園利用者による竹柵等を利用した焚火があった。 ②同日、メールと電話で報告。 ③人的被害はなく、物損のみ。注意喚起看板を設置。 ④なし ⑤なし ⑥なし
辻堂海浜公園・ 湘南汐見台公園	R1. 6. 1	①利用者が駐輪場が満車だったため、わきの芝地に駐輪しようとした際、看板に額をうち裂傷を負った。 ②同日にメール報告し、翌日に電話報告を受けた。 ③病院で措置済み。看板に保護カバーを装着。 ④なし ⑤保護カバーは指定管理者が負担 ⑥なし
	R1. 7. 11	①作業員が日除けテントを脚立にて設置中、落下し肋骨を骨折した。 ②同日にメールと電話報告を受けた。 ③病院で措置済み。作業時はヘルメットを着用し、高さ1m以上の作業や脚立・はしご使用時は安全帯を着用する。 ④なし ⑤なし ⑥なし
	R1. 9. 8	①ジャンボプールのウォータースライダー滑走時に額をぶつけ裂傷 ②休み明けにメールと電話報告を受けた。 ③病院で措置済み。滑り方の口頭及び貼紙にて利用指導の徹底。 ④職員に対し、施設に関することや利用者に対する応対が疎かとの申し出あり。職員教育を徹底していく。 ⑤指定管理者が負担。 ⑥なし

施設名	発生日	事故・不祥事等の状況
		①発生時の詳細な状況 ②所管課における現場確認の状況 ③その後の経過 ④施設に対する問題点の指摘やクレームの有無 ⑤原因及び費用負担の有無 ⑥記者発表の有無
辻堂海浜公園・ 湘南汐見台公園	R1. 9. 11	①斜面を刈払機で除草中、足を滑らせて、手を突き、指の靭帯を損傷。 ②翌日にメールと電話報告を受けた。 ③病院で措置済み。 ④なし ⑤なし ⑥なし
	R1. 9. 23	①自転車の介添え者が他の自転車に追突され、右肘を打撲と擦過傷を負った。 ②翌日にメールと電話報告を受けた。 ③病院で措置済み。利用者同士の接触事故に注意を促す。 ④なし ⑤なし ⑥なし
	R1. 11. 3	①交通展示館の天窗が壊された。 ②翌日メールと電話報告を受けた。 ③侵入は無く、金品の被害なし。警察に通報済み。 ④なし ⑤指定管理者が負担 ⑥なし
	H31. 3. 20	①車止めの出っ張りにより、ランニング中の利用者が転倒し、左腕と左膝に擦過傷を負った。 ②月例報告書で報告あり。すぐに報告するよう指導する。 ③けが人は帰宅。車止めは撤去。 ④けが人の救護が疎かであったとの申し出あり。今後は速やかな補修と迅速な救護を行う。 ⑤なし ⑥なし
東高根森林公園	R1. 6. 27	①ケヤキ広場のサークルベンチにおいて焦げ跡が確認された。 ②電話と写真にて状況を確認。油等で故意に燃やしたのではなく、花火の梱包などが燃えた様子。けが人等はなし。 ③夜間の5回の巡回と合わせて、宮前警察による巡回をお願いして再発防止に努める。 ④なし ⑤なし ⑥なし
相模原公園	R1. 5. 31	①映画撮影中に役者同士が衝突し怪我をした。 ②事故発生当日に指定管理者より報告を受ける。 ③救急車で病院へ搬送。撮影団体より右足大腿部打撲との報告。 ④無し ⑤施設管理上の問題はなく、費用負担無し。 ⑥無し
	R1. 8. 11	①夜間ライトアップイベント中、利用者が縁石に躓き転倒した。 ②発生日が休日だったため、翌開庁日に報告を受ける。 ③救急車で病院に搬送、家族より大腿骨骨折の診断との連絡あり。 ④無し ⑤施設管理上の問題はなく、費用負担無し。 ⑥無し
	R1. 11. 17	①利用者が園路を車椅子を押して散歩していたところ、側溝部分の段差に車輪が引っ掛かり、乗車していた方が前方に放り出され怪我をした。 ②発生日が休日だったため翌日に報告を受け、職員による現地調査を実施。 ③発生日に病院で診察を受けた結果、頭部外傷のみとの連絡。 ④無し（後日、園路で段差が生じている箇所を応急的に措置した） ⑤費用負担無し ⑥無し

施設名	発生日	事故・不祥事等の状況
		①発生時の詳細な状況 ②所管課における現場確認の状況 ③その後の経過 ④施設に対する問題点の指摘やクレームの有無 ⑤原因及び費用負担の有無 ⑥記者発表の有無
相模原公園	R1. 12. 8	①ドッグラン詰所で利用団体が保管していた募金箱が盗難にあった。 ②事故発生当日に指定管理者より報告を受ける。 ③指定管理者が相模原南警察署に通報し、現場検証等が行われる。 ④特に無し ⑤施設管理上の問題はなく、また利用団体の所有物のため、費用負担無し。 ⑥無し
	R2. 1. 11及び14	①1/10夜及び13夜、園内歩道橋の銅製橋名板等が盗難にあった。 ②盗難確認後、指定管理者より報告を受けた県職員が現地を確認した。 ③県より相模原南警察署に被害届を提出した。 ④無し ⑤県で盗難のリスクが低いと思われる木製の橋名板を設置した。 ⑥有り (R2. 1. 15)
七沢森林公園	R2. 2. 17	①「バーベキュー場車両退避スペース」において、現場に続く法面の上部で行っていた伐木玉切り作業で仮置きしていた丸太の一本が転がり落ちて、作業員車両の前面一部を破損した。(人的被害無し) ②2月19日に随時モニタリングを実施し、公園管理職員への安全指導の徹底を指示した。 ③車両は補修済である。再発防止策として、作業手順の見直し及び職員への安全指導の徹底を図った。 ④無 ⑤原因は、法面上部で行っていた伐木玉切り作業時の丸太を、移動しないように安全に仮置きしなかったためであり、費用は、指定管理者が負担した。 ⑥無し
四季の森公園	R2. 3. 3	①広場内の園路を走行していたバランススクーターが転倒、搬送された。 ②同日、指定管理者から送付された発生場所の写真を確認。 ③負傷者からの連絡がなく状況不明、施設管理上の瑕疵はない。 ④無し ⑤使用者が走行時にバランスを崩したため(使用禁止場所で、園路の段差もない)。 ⑥無し
座間谷戸山公園	R1. 12. 16	①負傷した作業員が地面にある倒木処理をしていた際に、負傷した作業員とは別の作業員が高さ6～7mの樹木から地面に垂れていた折れ枝を発見したので、引っ張ったところ、その折れ枝が落下し、負傷した作業員の頭部に当り、頭蓋骨にヒビが入った。 ②事故当日に指定管理者からの報告を受け、状況をヒアリングするとともに事故報告書(第一報)の提出を指示。12月17日に指定管理者と県職員による事故現場の調査を行った。 ③負傷者は入院して治療を受けたのち、4日後に退院。年内は自宅療養を行い、年明けから通常勤務を開始。 指定管理者とは再発防止に向けた対策を協議し、その結果を取りまとめた再発防止対策報告書を提出してもらった。 ④クレームはなし。 ⑤作業中にヘルメットを着用していなかったこと、作業中の周辺の確認や掛け声を怠ったことが原因。治療費の負担は指定管理者が行った。 ⑥記者発表はなし。
津久井湖城山公園	R1. 9. 9	①倒木撤去作業後、職員2名がツタウルシによるかぶれを発症。 ②病院での受診後、指定管理者より報告書の提出を受ける。 ③症状が治まらないことから、4日後に病院で診察を受ける。 ④無し ⑤長袖作業着に布製アームカバー及び手袋を装着していたが、症状が発生。 ⑥無し

施設名	発生日	事故・不祥事等の状況
		①発生時の詳細な状況 ②所管課における現場確認の状況 ③その後の経過 ④施設に対する問題点の指摘やクレームの有無 ⑤原因及び費用負担の有無 ⑥記者発表の有無
茅ヶ崎里山公園	R1. 9. 1	①利用者が遊具の補修テープの剥がれにより、足の裏に裂傷を負った。 ②翌日に電話で報告を受けた。 ③病院で措置済み。破損箇所は事故翌日に補修済み。 ④けが人への気遣いが欲しかったとの申し出あり。 ⑤県が遊具補修を実施 ⑥なし
境川遊水地公園	R1. 6. 21	①作業員が草刈り集草作業中、軽トラック荷台から転落し、肋骨骨折を負った。 ②週明けに、メールと電話で報告を受けた。 ③病院で処置済み。軽トラックのあおりを上げて作業することを徹底する。 ④なし ⑤なし ⑥なし
	R1. 9. 23	①作業員が清掃中、回収して軽トラックの荷台にのせたトタン板が強風で飛び、腕に裂傷を負った。 ②同日、メールと電話で報告を受けた。 ③病院で処置済み。強風の中での作業は中止や中断を徹底する。 ④なし ⑤なし ⑥なし
県営住宅等（相模原等地域）	R2. 2. 26	①令和2年2月26日 会計検査において、計画修繕の積算過大を指摘された。 ②令和2年3月5日 住宅営繕事務所住宅整備課、施設管理課にて確認したところ、数量計算の誤りが認められた。 ③令和2年3月5日 県が会計検査院へ積算過大を報告。積算過大額などの詳細については、令和2年7月現在、県と会計検査院で調整中。 ④無し ⑤原因は指定管理者の設計書の数量計算の誤りによるものであり、早急に改善が必要であることから、指定管理者がチェックを行うにあたり、設計部門と審査部門の二段階とすることや職員の積算レベル向上のため研修を実施するなど、再発防止策を講じさせた。 積算過大額が確定次第、指定管理者に返還を求める。 ⑥無し